

第1号議案

令和6年度北はりま消防組合一般会計補正予算（第1号）

令和6年度北はりま消防組合一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25,692千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,889,948千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和7年2月26日提出

北はりま消防組合

管理者 西脇市長 片山象三

議員提出第1号議案 要旨

北はりま消防組合議会個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例制定
(要旨)

1 改正理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部が改正されることから、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

- (1) 当該法律の改正に伴い、新たな条項が加えられることから、引用する規定（第2条第10項及び第12条第5項表中）を改める。
- (2) 現行条例に応じた略称規定等の見直しを図るため、文言を整理する（第2条、第12条、第17条、第18条、第27条、第31条、第32条、第38条、第39条、第48条関係）。

3 施行期日

令和7年4月1日

第2号議案 要旨

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定
(要旨)

1 制定理由

刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）の施行に伴い、関係条例の一部を改正する必要性が生じたため。

2 制定内容

- (1) 北はりま消防組合職員の給与に関する条例、北はりま消防組合議会個人情報の保護に関する条例及び北はりま消防組合個人情報の保護に関する法律施行条例中の「懲役」・「禁錮」の字句を「拘禁刑」に改める。
- (2) 附則において、罰則の適用等に関する経過措置を規定する。

3 施行期日

令和7年6月1日から施行する。

第3号議案 要旨

北はりま消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び北はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定（要旨）

1 改正理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

2 改正内容

(1) 北はりま消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例【第1条関係】

ア 第9条第2項において、育児を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限について、その対象を「3歳に満たない子のある職員」から「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員」に改める。

イ 第17条の3として、配偶者等が介護を必要とする状況に至ったことを申し出た職員に対する必要な対応等についての条項を加える。

ウ 第17条の4として、介護両立支援制度等の利用に係る勤務環境の整備に関する措置についての条項を加える。

(2) 北はりま消防組合職員の育児休業等に関する条例【第2条関係】

第20条第3項において、引用する規定を改める。

3 施行期日

令和7年4月1日

第4号議案 要旨

北はりま消防組合職員の給与に関する条例等の一部改正（要旨）

1 改正理由

一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、これに準じて関係条例の改正を行うため。

2 改正内容

(1) 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の改正【第1条関係】

ア 期末手当の支給月数の引上げ（第27条関係）

(ア) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

期末手当の支給月数を年間0.05月（100分の5）引き上げる。

条例改正後の支給分として、令和6年12月期の支給月数を0.05月（100分の5）引き上げることとし、1.225月（100分の122.5）を1.275月（100分の127.5）に改める。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

期末手当の支給月数を年間0.025月（100分の2.5）引き上げる。

上記(ア)同様、0.6875月（100分の68.75）を0.7125月（100分の71.25）に改める。

イ 勤勉手当の支給月数の引上げ（第30条関係）

(ア) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

勤勉手当の支給月数を年間0.05月（100分の5）引き上げる。

条例改正後の支給分として、令和6年12月期の支給月数を0.05月（100分の5）引き上げることとし、1.025月（100分の102.5）を1.075月（100分の107.5）に改める。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

勤勉手当の支給月数を年間0.025月（100分の2.5）引き上げる。

上記(ア)同様、0.4875月（100分の48.75）を0.5125月（100分の51.25）に改める。

ウ 給料表の改正

改正後の一般職の職員の給与に関する法律別表第四イ 公安職俸給表（一）に準じて別表を改正する。

(2) 北はりま消防組合職員の給与に関する条例の改正【第2条関係】

ア 管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大（第15条関係）

当該手当の支給対象となる時間を「休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「週休日等に含まれる時間を除いた午後10時から翌日の午前5時までの間」に改める。

イ 扶養手当の支給（第16条関係）

- (ア) 配偶者の扶養手当として支給している月額6,500円を、令和7年4月1日から月額3,000円に引き下げ、令和8年4月1日から支給を廃止する。
- (イ) 扶養親族たる子の扶養手当として支給している月額10,000円を、令和7年4月1日から月額11,500円に、令和8年4月1日からは月額13,000円として段階的に引き上げ支給する。
- (ウ) 第5項以下に規定する扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関する事項を削り、規則で定めることとする。

ウ 地域手当の支給（第17条関係）

支給地域が都道府県単位に広域化され、兵庫県全域が支給対象となることから、級地区分に応じた支給割合で地域手当を支給する。

なお、地域手当については、令和7年4月1日から100分の2を支給割合として支給する。

エ 通勤手当の引上げ（第19条関係）

公共交通機関を利用する職員の通勤手当の支給限度額を15万円に引き上げるとともに、新幹線等の特別料金も支給限度額の範囲内で全額支給するものとする。

オ 単身赴任手当対象者の拡大（第20条関係）

国又は他の地方公共団体の一般職に属する職員等から引き続き給料表の適用を受ける職員を対象としていた単身赴任手当について、採用時から支給対象となるように改める。

カ 特定の職員についての適用除外（第26条関係）

第2項において、再任用された職員の手当支給の拡大のため、これまで支給対象の適用から除外されていた定年前再任用短時間勤務職員の文言を削るとともに、第3項に定年前再任用短時間勤務職員に対する地域手当及び住居手当について、支給の対象となるよう規定を加える。

キ 翌年度における期末手当の支給月数の^{あん}按分（第27条関係）

- (ア) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員
令和7年度において、第1条で改正した12月期の期末手当の支給月数について、6月期及び12月期に按分するため1.275月（100分の127.5）を1.25月（100分の125）に改める。
- (イ) 定年前再任用短時間勤務職員
上記(ア)同様、0.7125月（100分の71.25）を0.7月（100分

の70)に改める。

ク 翌年度における勤勉手当の支給月数の按分(第30条関係)

(ア) 定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

令和7年度において、第1条で改正した12月期の勤勉手当の支給月数について、6月期及び12月期に按分するため1.075月(100分の107.5)を1.05月(100分の105)に改める。

(イ) 定年前再任用短時間勤務職員

上記(ア)同様、0.5125月(100分51.25)を0.5月(100分の50)に改める。

ケ 給料表の改正

改正後の一般職の職員の給与に関する法律別表第四イ 公安職俸給表(一)に準じて別表を改正する。

(3) 北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正【第3条関係】

改正後の一般職の職員の給与に関する法律別表第一イ 行政職俸給表(一)に準じて別表を改正する。

(4) 北はりま消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正【第4条関係】

ア 会計年度任用職員の給与(第2条関係)

フルタイム会計年度任用職員の給与について、一般職員の給与に準じ、地域手当及び特殊勤務手当を支給対象となるように改める。

イ フルタイム会計年度任用職員の地域手当の支給

第5条の次に地域手当の支給についての規定を加える(第5条の2)。

ウ フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当の支給

第6条の次に特殊勤務手当の支給についての規定を加える(第6条の2)。

エ パートタイム会計年度任用職員の報酬(第14条関係)

第4項に規定する基準月額について、地域手当相当の0.02を乗じて得た額を加算した額に改める。

(5) その他文言を整理する。

3 施行期日

- | | |
|-----------|--------------------|
| (1) 第1条関係 | 公布の日(令和6年4月1日遡及適用) |
| (2) 第2条関係 | 令和7年4月1日 |
| (3) 第3条関係 | 公布の日(令和6年4月1日遡及適用) |
| (4) 第4条関係 | 令和7年4月1日 |

第5号議案

令和7年度北はりま消防組合一般会計予算

令和7年度北はりま消防組合一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,818,920千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

令和7年2月26日提出

北はりま消防組合

管理者 西脇市長 片山 象三